

特約保険料の未精算金のご返金について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）では、システム対応上の不備により、一部のご契約について、特約保険期間満了時等の精算すべき特約保険料が未精算であったことが判明いたしました。

このような事象が発生し、お客さまおよび関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

対象となるお客さまには、迅速かつ誠意をもって対応させていただくとともに、今後は、同種の事象が発生しないよう再発防止策を講じてまいります。

記

1. 発生した事象の概要

前納保険料精算システムの対応不備により、主契約の保険料払込期間中に特約保険料を「前納」いただいた①または②に該当するご契約の一部について、以下の精算金が未精算であったことが判明しました。

- a. 前納されていた特約保険料の特約保険期間満了（含む、更新）時の精算金
- b. 年金開始後契約における特約消滅時（死亡・一括払）の特約未経過保険料の精算金

- ①旧明治生命で昭和58年4月1日まで販売した平準払いの終身保険・終身年金保険に「傷害特約」・「災害入院特約」・「手術保障特約」のいずれかが付加された契約のうち、特約保険期間満了時または消滅時に前納保険料精算金のあったご契約
- ②旧明治生命および明治安田生命で販売した主契約より保険期間の短い特約が付加された一時払契約のうち、特約保険期間満了時または消滅時に前納保険料精算金のあったご契約

対象契約と金額

主契約		精算対象特約	販売期間	未精算事象	対象件数・金額	
①	平準払い	終身保険	昭和56年10月26日 ～昭和58年4月1日	a. 特約満了時	768件	5,024,178円
	終身年金保険	傷害特約 災害入院特約 手術保障特約		a. 特約満了時 b. 年金開始後の 特約消滅時	21件	382,695円
②	一時払い	終身保険等	昭和61年4月2日 ～平成19年6月1日	a. 特約満了時	3,602件	43,103,142円
	年金保険	主契約より保 険期間の短い 特約		a. 特約満了時 b. 年金開始後の 特約消滅時	291件	27,861,939円

※1件あたりのご返金平均額は、約1.6万円となります。

2. お客さま対応

2008年12月1日から、対象のすべてのお客さまにお詫びとご説明の通知を順次発信するとともに、速やかにご返金させていただきます。

本件に関するお客さまお問い合わせ窓口は次のとおりです。

【お客さまからのお問い合わせ先】
明治安田生命保険相互会社 コミュニケーションセンター
フリーダイヤル：0120-662-332
月曜～金曜（除く祝日・年末年始）9：00～18：00
土曜（除く祝日・年末年始）9：00～17：00

3. 再発防止策

今般の事象につきましては、精算システムの対応不備により発生したことから、未精算の原因となった前納保険料精算のシステム化を実施し、特約保険料の未精算を防止するとともに、定期的なシステム検証を行ない、より精緻化を実施してまいります。

＜ご参考＞特約保険料の前納と精算について

●特約保険料の前納について

特約保険料の前納とは、将来の特約の保険料の一定回数分をまとめてお払込みいただくことをいい、お払込みいただく前納保険料は所定の割引率で割り引かれます。前納保険料は、所定の利息を付けて積み立てられ、払込期月ごとに保険料の払込みに充当されます。

●特約の前納保険料の精算について

積み立てられた特約の前納保険料は、特約保険期間満了（含む、更新）時に残金がある場合、ご契約者に精算（払戻し）されます。

また、ご契約の消滅などにより保険料のお払込みを要しなくなったときに前納保険料の残金（未経過保険料）がある場合も、精算（払戻し）されます。

以上